

# ひとり親家庭特別医療費助成制度のご案内

2024.12.2 改訂版

## 対象者

ひとり親で子(18歳到達後の最初の3月31日までの方)を扶養にとっている父または母。  
ただし、前年の所得税が非課税の世帯に限ります。

## 申請に必要なもの

- ①対象者と子(被扶養者)の健康保険情報が確認できるもの(次のいずれかのもの。以下同じ。)
  - ・マイナンバーカード
  - ・資格確認書
  - ・資格情報のお知らせ(資格取得日が記載されたものに限る。)
  - ・保険証(有効期限内のものに限る。)
- ②対象者の認印(本人が申請用紙に自署する場合は不要。)
- ③窓口に来られた方の本人確認書類

※同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

※1月2日以降に鳥取市に転入された対象者と19歳以上の家族については、世帯全員の所得課税状況を確認するため、所得課税証明書(詳細を保険年金課へ確認のうえで取得してください。)を提出するか、個人番号による情報連携に同意(窓口で該当者全員の個人番号が必要となります。)していただく必要があります。

## 患者負担額

- 通院の場合・・・1日あたり**530円**を医療機関窓口でお支払い頂きます。

同一の医療機関の受診では、ひと月に4回まで(2,120円)自己負担して頂き、**5回目以降の受診分は無料**となります。ただし、同一医療機関であっても歯科とその他は別の医療機関として扱います。

- 入院の場合・・・1日あたり**1,200円**を医療機関窓口でお支払い頂きます。

※市民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額」の認定を受けている方については、ひと月あたりの負担は月15日までで、月最高18,000円となります。該当の方は、マイナ保険証により限度額情報の確認を受けるか、保険者から標準負担額減額認定を証するものの交付を受けて病院窓口へ提示してください。

- 薬剤費の場合・・・無料(自己負担なし)

### 【注意事項】

- 1) その他の制度(高額療養費支給制度、その他の公費助成制度など)が利用できる場合は、必ずその他の制度を優先して利用してください。

入院または高額医療費が見込まれる場合は、マイナ保険証により限度額情報の確認を受けるか、保険者から限度額適用を証するものの交付を受けて病院窓口へ提示してください。

- 2) 保険適用外の費用は助成対象となりません。

(例:食事代、病衣代、容器代、個室代、文書料、選定療養費加算 等)

## 助成の方法

### ◆現物給付（鳥取県内の医療機関等の会計窓口での助成）

- ・鳥取県内の医療機関では、受診時に受給資格証を会計窓口へ提示することで、窓口での自己負担額が上記の負担額になります。（未提示の場合は、保険診療の自己負担割合での支払いとなります。）
- ・院外処方の場合は薬局にも提示してください。（調剤費は無料となります。）
- ・必ず、マイナ保険証、資格確認書、保険証（有効期限内のものに限る。）のいずれかと併せて提示してください。

### ◆償還払い（医療機関での支払いの後、申請に応じて助成）

次の場合は医療機関で保険診療の自己負担額を支払った後、償還払いの申請を行ってください。

- ・鳥取県外の医療機関を受診したとき（調剤を含む。）
- ・医師の指示で治療用装具（眼鏡・コルセットなど）を作ったとき  
（※償還払いの申請の前に、加入している健康保険への手続きが必要です。）
- ・受給資格証の交付前または受給資格証を提示せずに受診したとき

#### 【償還払いの申請に必要なもの】

- ①領収書の原本（※レシートでは手続きできません。患者氏名・保険点数・医療機関名が記入されたもの。）  
※治療用装具の償還払い申請の場合は、領収書の写し。（原本は保険者へ提出。）
- ②特別医療費受給資格証
- ③金融機関等の通帳
- ④健康保険情報が確認できるもの（表面 申請に必要なもの①参照）
- ⑤窓口に来られた方の本人確認書類

※同一世帯以外の方が申請する場合は、上記に加え委任状が必要です。

※保険者から高額療養費を受けた場合は、上記に加え高額療養費の「支給決定通知」が必要です。

※治療用装具の償還払い申請については、上記に加え次の2点の書類が必要です。

○保険者からの「支給決定通知」      ○医師の指示書（写し）

**※支払いから5年以内**であれば、申請ができます。ただし、受診当時の受給資格が確認できない場合は、助成できません。

※高額療養費に相当する金額は特別医療費助成の対象となりません。高額療養費の申請期間は2年以内ですので、高額療養費の対象になる場合は申請漏れの無いよう注意してください。

## 変更の届出（転居、転出、氏変更、保険変更、死亡、生活保護開始、特別医療の区分変更、婚姻）

- 1) 上の事項に該当する場合、速やかに変更届を提出してください。  
受給資格者証の差し替えまたは返却が必要です。（「保険変更」の場合を除く。）
- 2) 手続きは、窓口、郵送、電子申請のいずれかの方法となります。  
電子申請は、ネットワーク環境が必要です。
- 3) 「保険変更」（保険者、記号番号の変更）の場合も届け出が必要です。
- 4) 「転出」の場合、医療機関等の窓口では転出日の前日までしか受給資格証が使えません。  
転出日当日に受診される場合は、必ず保険年金課へご相談ください。
- 5) 婚姻（事実婚を含む）により児童扶養手当の受給資格を喪失する場合、速やかに変更届を提出し、受給資格証を返却してください。
- 6) 必要書類については、保険年金課でご確認ください。

## 受給資格証の更新

- ・有効期限は毎年6月30日です。
- ・6月中旬から下旬に、資格要件を満たしている方へ普通郵便で受給資格証をお送りします。  
更新手続きが必要な方または受給資格が停止となる方には、その旨の通知をお送りします。

★お問い合わせ先：0857-22-8111（鳥取市コールセンター）

★担当：鳥取市役所 保険年金課 医療助成係（〒680-8571 鳥取市幸町71番地）

★お手続きの窓口：鳥取市役所本庁舎（13番 福祉総合窓口）または 各総合支所 市民福祉